

**第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
令和4年度結果報告書**

<目次>

1 第四次伊勢原市役所エコオフィスプランについて	1
2 令和4年度の各数値目標の達成状況	3
3 市役所全体の温室効果ガス総排出量について	4
4 主要な数値目標について	5
5 日常の環境配慮	8
6 用語解説	12

本文中の「※」は巻末の用語解説に記載しています。

1 第四次伊勢原市役所エコオフィスプランについて

(1) 策定の趣旨

「伊勢原市役所エコオフィスプラン」は、「^{※1}地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項の規定に基づく法定計画である、地球温暖化対策地方公共団体実行計画の事務事業編にあたるものです。

事務事業編は、都道府県及び市町村が当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、^{※2}温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。

(2) 計画の目的

「伊勢原市役所エコオフィスプラン」では、事業者としての環境保全への具体的な取組や温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標を定め、地球温暖化対策を推進することを目的としています。

平成 14 年度に第一次の伊勢原市役所エコオフィスプランを策定し、平成 19 年度に第二次伊勢原市役所エコオフィスプラン、平成 25 年度に第三次伊勢原市役所エコオフィスプランが策定され、平成 30 年度に現在の第四次伊勢原市役所エコオフィスプランが策定されました。

(3) 目標の内容

第四次伊勢原市役所エコオフィスプランでは、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）の基準に合わせて、平成 25 年を基準として、同年度の市役所の事務事業から生じた温室効果ガスの排出量（4,363 t - CO₂）を令和 12 年度時点で 40 パーセント削減（▲1,745 t - CO₂）することを目標とします。これは平成 28 年度の排出量（3,636 t - CO₂）の約 28 パーセントの削減（▲1,018 t - CO₂）になります。

本計画では、新たに温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、主要な数値目標の見直しを行っています。主要な数値目標は、平成 28 年度実績を基準値とした削減目標を 6 項目設定しており、これらの目標達成を目指すとともに、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。

なお、本計画において排出量の削減に取り組む温室効果ガスは、^{※3}エネルギー起源 CO₂ とします。

表 1-1：第四次伊勢原市役所エコオフィスプランの目標

項目	基準年度からの削減率	基準年度
温室効果ガス排出量	40%削減	平成 25 年度
電気使用量	20%削減	平成 28 年度
都市ガス使用量	26%削減	平成 28 年度
プロパンガス使用量	13%削減	平成 28 年度
灯油使用量	13%削減	平成 28 年度
公用車の燃料使用量	13%削減	平成 28 年度
低公害車の導入率	6.1 ポイント改善	平成 28 年度

(4) 計画の期間

計画は、2018 年度（平成 30 年）から 2030 年（令和 12 年）までとします。なお、計画期間が長期にわたることから、国の動向や本計画の実施状況を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

(5) 対象範囲

市が直接執行する事務及び事業全般を計画の対象とします。委託、指定管理者制度導入施設、二市組合運営施設は除きますが、数値等の把握が可能で、本計画と整合性が必要な場合は対象とします。ただし、下水処理に係る事業分野は参考値とし、温室効果ガス排出量の計算からは除外します。

また、本市は、エネルギーの使用量が一定量を超えるため、「^{※4} エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」の特定事業者として指定されており、年に1回法に基づく定期報告書及び中長期報告書を作成、提出しています。

これらの報告書においては、法で定めた地方公共団体のエネルギー管理の範囲に基づき、温室効果ガス排出量算定に、下水処理に係る分野や指定管理者制度導入施設等も含めて報告しています。

表 1-2：報告の対象範囲

対象	本庁舎、消防、幼稚園、廃棄物処理関連施設	下水処理関連施設	指定管理者施設	教育委員会所管施設	公用車に係る燃料
エコオフィスプラン	○	×	△	○	○
省エネ法	○	○	○	×	×

○…含める ×…含めない △…一部含める

(6) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 26 条に基づき、次のとおり算定しています。

表 1-3：温室効果ガス排出量の算定方法

対象	算定方法	排出係数
燃料の使用	(燃料種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12	環境省が公表する「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」を使用
電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量	報告年度における ^{※5} 電気事業者別排出係数のうち、基礎排出係数を使用

2 令和4年度の各数値目標の達成状況

(1) 令和4年度の達成状況

表2-1：令和4年度の達成状況

温室効果ガスの目標	基準値 (平成25年度)	令和12年度 目標値	基準値からの 削減目標	令和4年度 実績値	目標達成 状況	基準値との 比較	前年との 比較
エネルギー起源CO2 の総排出量	4,363 t-CO2	2,618 t-CO2	▲40%	3,721 t-CO2	△	▲14.7%	+6.0%

個別の数値目標	基準値 (平成28年度)	令和12年度 目標値	基準値からの 削減目標	令和4年度 実績値	目標達成 状況	基準値との 比較	前年との 比較
電気使用量	5,960,275 kWh	4,768,220 kWh	▲20%	5,960,088 kWh	△	▲0.0%	+3.9%
都市ガス使用量	157,415 m ³	116,487 m ³	▲26%	265,140 m ³	△	+68.4%	+7.4%
プロパンガス	43,868 m ³	38,165 m ³	▲13%	60,678 m ³	△	+38.3%	+5.2%
灯油使用量	48,404 ℓ	42,111 ℓ	▲13%	33,116 ℓ	◎	▲31.6%	+12.9%
公用車の燃料使用量	131,666 ℓ	114,549 m ³	▲13%	110,606 ℓ	◎	▲16.0%	+0.8%
低燃費車の導入率	50.9%	57%以上	6.1ポイント 改善	64.5 %	◎	13.6ポイント 改善	2.5ポイント 改善

(2) 各数値目標の評価方法

目標達成を「◎」、目標未達成を「△」で示しています。

また、各数値目標の年度の推移は、「3 市役所全体の温室効果ガス総排出量について」と、「4 主要な数値目標について」に記載しています。

(3) 令和4年度の概況

令和4年度の市役所全体の温室効果ガス総排出量は、3,721 t-CO₂（基準値から14.7パーセント削減、前年度から6.0パーセント増加）となりました。

近年の温室効果ガス総排出量は、基準年である平成25年度からの削減はされているものの、削減幅が縮小傾向にあります。

目標としているエネルギー使用量6項目については、「灯油使用量」、「公用車の燃料使用量」、「低燃費車の導入率」の3項目は、既に目標達成の水準となりました。

都市ガス及びプロパンガスについては、小中学校へのエアコン導入による灯油からの切り替えが進んでいること等で使用量が増加傾向にあり、現状の推移では削減目標の達成が難しい状況にあります。

3 市役所全体の温室効果ガス排出量について

(1) 市役所全体の温室効果ガス排出量の推移

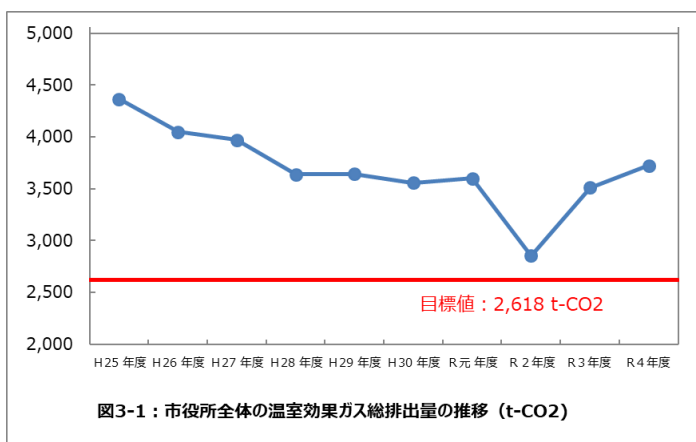


表3-1：温室効果ガス排出量の削減率の推移

年度	総排出量[t-CO2]	削減量(25年比)	
H25 年度	4,363	—	—
H26 年度	4,049	▲ 314	▲7.2%
H27 年度	3,970	▲ 393	▲9.0%
H28 年度	3,636	▲ 727	▲16.7%
H29 年度	3,641	▲ 722	▲16.5%
H30 年度	3,558	▲ 805	▲18.4%
R元 年度	3,598	▲ 765	▲17.5%
R 2 年度	2,851	▲ 1,512	▲34.7%
R 3 年度	3,509	▲ 854	▲19.6%
R 4 年度	3,721	▲ 642	▲14.7%

(2) エネルギー別温室効果ガス排出量

令和4年度の温室効果ガスの総排出量は、3,721 t-CO₂（平成25年度比で14.7パーセント削減）でした。これは、前年の令和3年度と比較すると6.0パーセントの増加となりました。

全ての種類のエネルギー使用量が増加したことで、温室効果ガス排出量も増加しました。

合わせて、契約電力会社の基礎排出係数が、前年度より増加したことも、温室効果ガス排出量の増加に影響しています。

（最も使用量の多い丸紅新電力株式会社の基礎排出係数：令和3年度 0.379kg-CO₂/kWh →令和4年度 0.464kg-CO₂/kWh）

表3-2：エネルギー別CO₂排出量の比較(単位：t-CO₂)

	R04	R03	R03との差
	排出量	排出量	排出量
電気	2,409	2,276	133
都市ガス	592	552	41
LPG	357	340	18
その他燃料	363	342	21
合計	3,721	3,509	212

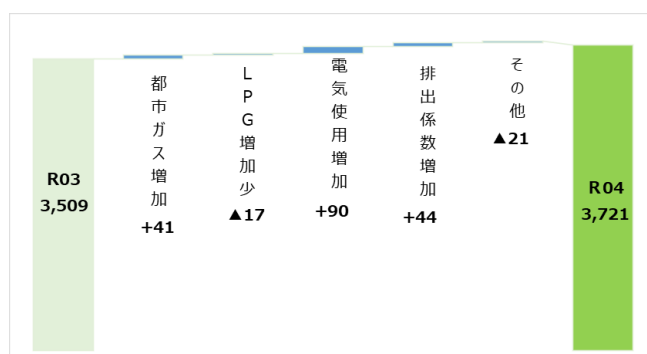


図 3-2：前年度からの増減理由(単位：t-CO₂)

(3) 今後の取組

設備機器の運用に関しては、現状の運用に係る取組を徹底していきます。そして、更新のタイミングに合わせて、LED照明設備等のエネルギー消費効率の高い設備導入を検討していきます。

省エネの取組と合わせて、新築の施設及び大規模改修時には太陽光発電等の再エネ設備の導入も検討していきます。

4 主要な数値目標について

平成 28 年度実績を基準値とした、エネルギー使用量の削減目標 6 項目について説明します。

(1) 電気使用量

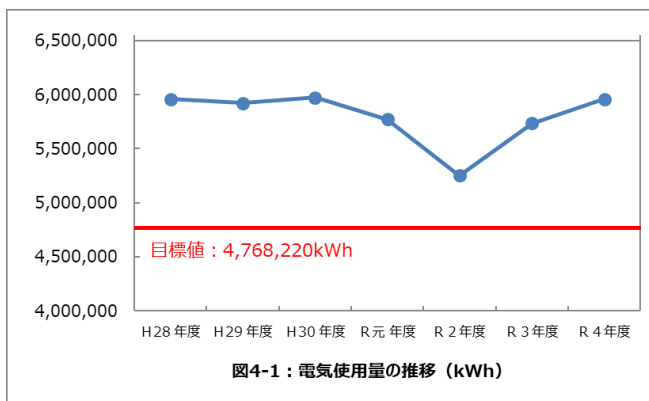


表4-1：電気使用量の推移

年度	使用量[kWh]	削減量(H28年比)	
基準年(H28)	5,960,275	-	-
前年度(R3)	5,734,014	▲ 226,261	▲3.8%
当年度(R4)	5,960,088	▲ 187	▲0.0%

概況

温室効果ガス排出量の原因の約 7 割を占めている電気使用量を、平成 28 年度実績値から 20 パーセント削減することを目標とします。

令和 4 年度実績は、5,960,088kWh で基準値とほぼ同じ水準となりました。

令和 4 年度は、熱中症対策として、本庁舎の冷房設定温度を下げたこと等により、前年度と比較すると使用量は 5.8 パーセントの増加となりました。

(2) 都市ガス使用量

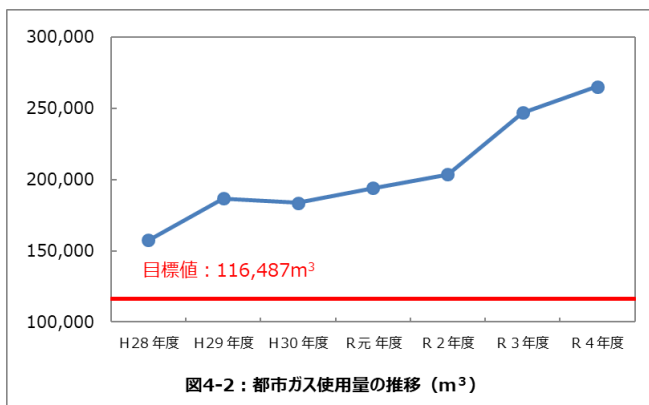


表4-2：都市ガス使用量の推移

年度	使用量[m³]	削減量(H28年比)	
基準年(H28)	157,415	-	-
前年度(R3)	246,874	89,459	+56.8%
当年度(R4)	265,140	107,725	+68.4%

概況

都市ガス使用量は、平成 28 年度実績値から 26 パーセント削減することを目標とします。

令和 4 年度実績は、265,140m³ と基準値から 68.4 パーセントの増加となり、目標未達となりました。

新型コロナウイルス感染症対策で、窓を開けての換気に伴う空調効率の低下、分散勤務による土日出勤の増加に伴う本庁舎の空調使用の増加等により、前年度と比較すると使用量は 5.2 パーセントの増加となりました。

(3) プロパンガス使用量

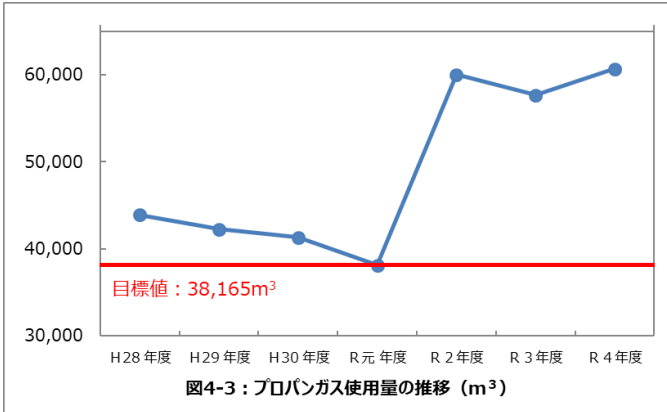


表4-3：プロパンガス使用量の推移

年度	使用量[m³]	削減量(H28年比)	
基準年(H28)	43,868	-	-
前年度(R3)	57,683	13,815	+31.5%
当年度(R4)	60,678	16,810	+38.3%

概況

プロパンガスの使用量は、平成 28 年度実績値から 13 パーセント削減を目標とします。

令和 4 年度実績は、60,678 m³と基準値から 38.3 パーセントの増加で、目標未達となりました。

市内中学校 4 校にガスエアコンを導入したことにより、令和 2 年度以降、使用量は大きく増加しています。

令和 4 年度は、本庁舎（レストラン棟）での使用減となったものの、中学校での使用が増加したことで、前年度と比較すると 5.2 パーセントの増加となりました。

(4) 灯油使用量

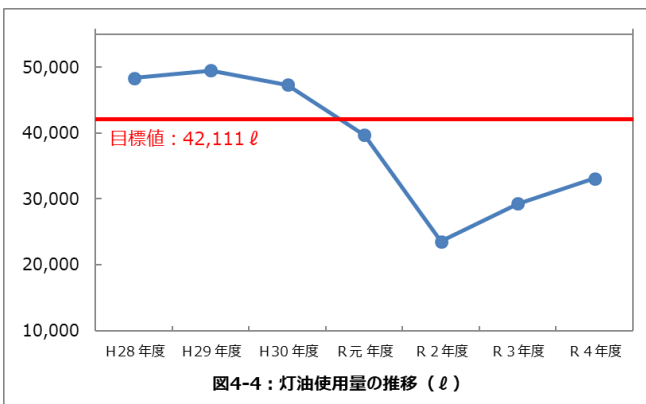


表4-4：灯油使用量の推移

年度	使用量[ℓ]	削減量(H28年比)	
基準年(H28)	48,404	-	-
前年度(R3)	29,326	▲ 19,078	▲39.4%
当年度(R4)	33,116	▲ 15,288	▲31.6%

概況

灯油の使用量は、毎年基準値度の 1 パーセントを削減するものとして、平成 28 年度実績値から 13 パーセント削減を目標とします。

令和 4 年度実績は、33,116 ℓと基準値から 31.6 パーセントの削減で、目標達成となりました。

小中学校の暖房施設をエアコン使用に切り替えたことで使用量は減少していましたが、令和 4 年度は、冬季のボイラー稼働の増加等により、使用量は前年と比較すると 12.9 パーセントの増加となりました。

(5) 公用車燃料使用量

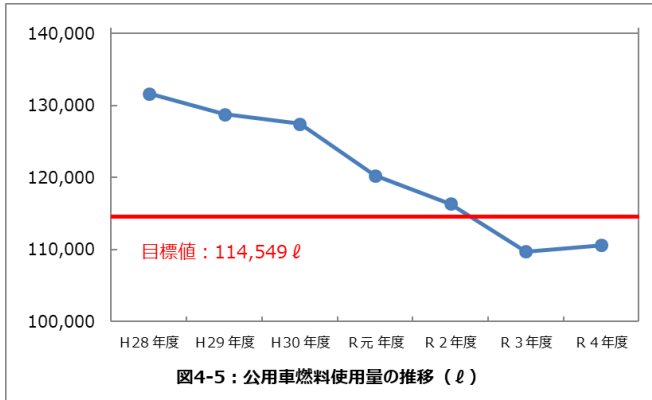


表4-5：公用車燃料使用量の推移

年度	使用量[ℓ]	削減量(H28年比)	
基準年(H28)	131,666	—	—
前年度(R3)	109,726	▲ 21,940	▲16.7%
当年度(R4)	110,606	▲ 21,060	▲16.0%

概況

公用車の燃料使用量は、平成28年度実績値から13パーセント削減とします。

令和4年度実績は、110,606ℓと基準値から16.7パーセントの削減で目標達成となりました。

令和4年度は、低燃費車の導入率増加、全庁的なエコドライブや乗り合いの実施等により、燃料使用量は前年と比較し、ほぼ横ばいとなりました。

(6) 低燃費車の導入率

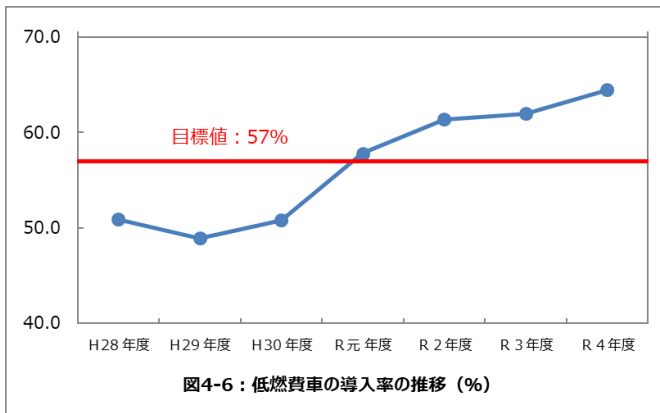


表4-6：低燃費車の導入率の推移

年度	導入率[%]	H28年差
基準年(H28)	50.9	—
前年度(R3)	62.0	11.1
当年度(R4)	64.5	13.6

概況

市が保有する車両のうち国土交通省が定める自動車燃費目標基準を達成した車両及び電気自動車（以下「低燃費車」という。）が占める割合を、57パーセント以上とすることを目標とします。

令和4年度は、※6九都県市指定低公害車を新規に7台導入したことで、燃費車は183台中118台となり、導入率の目標を達成しました。

今後も現在の導入率を維持できるよう取り組めます。

5 日常の環境配慮

温室効果ガス削減のために、職員が取組む、日常の環境配慮における具体的な取組の実施状況を各課単位でアンケート調査し、取りまとめました。

(1) 令和 4 年度の概況

第四次伊勢原市役所エコオフィスプランの開始年度である平成 30 年度からの推移を図 5-1 に示しました。環境配慮の取組は、「ほとんど実施」が 8 割以上で推移しており、概ね実施されています。

また、「ほとんど実施せず」の割合が比較的高い取組は、表 5-2 に示しました。

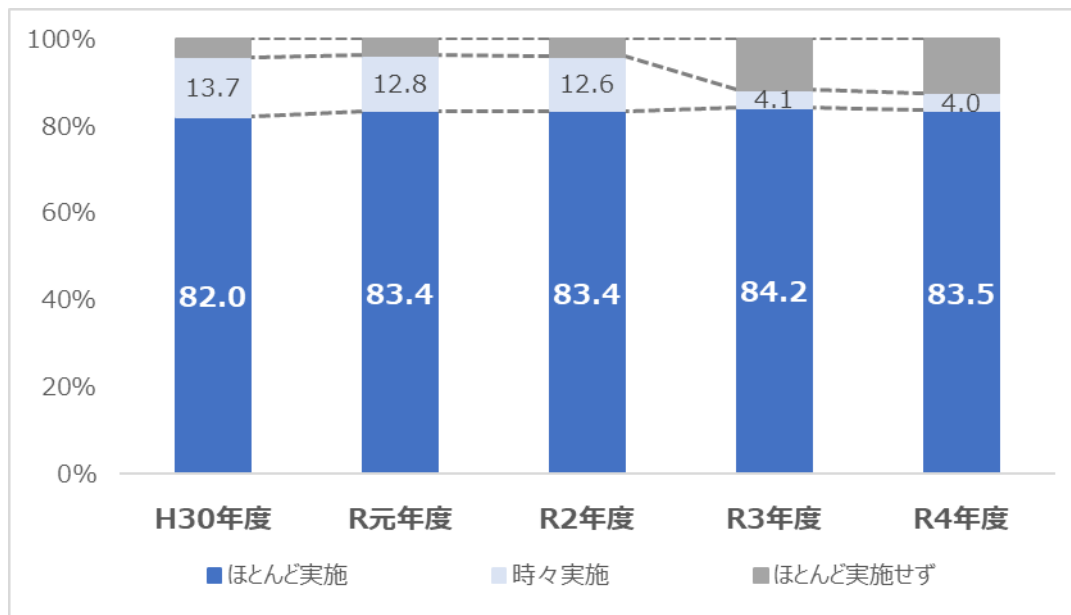


図 5-1 日常の環境配慮の推移 (%)

表 5-2 「ほとんど実施せず」が 30%以上の項目 (令和 4 年度結果)

取り組み項目	ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
センサーやビルエネルギー管理システム (BEMS) 等の運転制御装置の導入を検討します	12.5%	12.5%	75.0%
間欠的な照明について、人感センサーを導入します。	60.0%	0.0%	40.0%

(2) 令和4年度結果

(1) 全体的な取組

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	エレベーターの運転台数や運転時間を制限し、職員のエレベーターの使用は控え、階段を利用します。	95.7%	4.3%	0.0%
2	市役所本庁舎正面玄関からの職員の出入りは原則禁止します。	94.2%	5.8%	0.0%
3	クールビズ（節度ある軽装）、ウォームビズ（重ね着）に準じた服装を励行します。	100.0%	0.0%	0.0%
4	コーヒーマーカー等の厚生用電気機器の使用は、原則使用を禁止します。	89.8%	10.2%	0.0%
5	必要に応じ待機電力削減のために、コンセントを抜くエコタップ等を活用します。	66.0%	28.3%	5.7%

(2) パソコンその他 OA 機器に関する取組

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	昼休み時間の不必要なパソコンの使用を禁止します。	96.3%	3.7%	0.0%
2	離席時は、OA 機器電源オフ、ディスプレイの消灯を徹底します。	81.5%	18.5%	0.0%
3	OA 機器等電気機器の使用にあたっては省電力モード等を積極的に活用します。パソコンを一定時間操作しないで置いておく場合は、自動的にパソコンをシステムスタンバイの状態にします。	87.0%	13.0%	0.0%
4	新規購入や更新時には、エネルギー消費の少ない高効率な機器を優先的に採用します。	96.6%	3.4%	0.0%

(3) 照明設備に関する取組

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	業務改善を図り、ノー残業デー、休日出勤の削減を徹底し、必要な場合は部分点灯します。	79.6%	16.7%	3.7%
2	業務に支障ない範囲で、昼休み及び17時15分から30分まで一斉消灯します。	82.4%	15.7%	2.0%
3	照明器具を更新する際は、インバーター照明やLED照明等の高効率照明へ計画的に切り替えます。	85.7%	9.5%	4.8%
4	照明器具を更新する際は、初期照度補正、調光制御のできる照明装置を導入します。	66.7%	16.7%	16.7%
5	間欠的な照明について、人感センサーを導入します。	60.0%	0.0%	40.0%

(4) 空気調和設備に関する取組

取り組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	空調設備の温度管理は、室内温度が冷房時で28度、暖房時で19度を目安に管理します。	84.6%	15.4%	0.0%
2	電気ストーブ、扇風機等は、原則として使用しない。ただし、空調管理が適切にできない箇所は除きます。	81.1%	17.0%	1.9%
3	照明器具を更新する際は、インバーター照明やLED照明等の高効率照明へ計画的に切り替えます。	90.0%	5.0%	5.0%
4	夏季は、エアコン室外機に当たる直射日光を遮ります。	61.5%	7.7%	30.8%
5	カーテン、ブラインド等を活用して冷暖房の効率を向上させます。	92.1%	7.9%	0.0%
6	エアコンのフィルターや熱交換器のフィンを定期的に清掃・補修します。	82.4%	11.8%	5.9%
7	空気調和設備を更新する場合は、高効率な空調設備に更新します。	92.9%	7.1%	0.0%
8	センサーやビルエネルギー管理システム（※7BEMS）等の運転制御装置の導入を検討します	12.5%	12.5%	75.0%

(5) 冷温水発生機、熱源設備に関する取組

取り組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	冷温水発生機の運転時間を管理し、冷温水の供給時間を短縮します。	75.0%	25.0%	0.0%
2	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で示される耐用年数を参考に、耐用年数を超えた吸収式冷温水発生機、温水ボイラー等高効率な熱源設備の更新に努めます。	55.6%	22.2%	22.2%
3	エネルギー消費効率の高い給湯器の更新に努めます。	85.7%	0.0%	14.3%

(6) 公用車、運転に関する取組

取り組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	エコドライブを実践し、燃料の節約や排気ガス抑制に努めます。	100.0%	0.0%	0.0%
2	近距離の移動で荷物の搬送等特段の支障がない場合は徒歩での移動を心がけます。	92.0%	8.0%	0.0%
3	公用車の相乗りや合理的な経路を使用します。	100.0%	0.0%	0.0%
4	車両更新する際は、率先して低燃費、低公害車の導入に努めます。	90.9%	4.5%	4.5%

(7) その他環境へ配慮する取組

ア 水道使用量の削減

取り組み項目		ほとんど実施	時々実施	ほとんど実施せず
1	水の出っぱなしをやめ、こまめに蛇口を締める等日常的な節水を励行します。	100.0%	0.0%	0.0%
2	節水機器（節水コマ、節水型トイレ等）の導入を検討します。	80.0%	13.3%	6.7%
3	水漏れ点検を定期的実施します。	81.3%	12.5%	6.3%

イ ごみの減量化の推進

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	ごみ箱は、原則として各課 1 か所とします。	59.6%	19.2%	21.2%
2	ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。	98.1%	1.9%	0.0%
3	リユース・リサイクルできる製品を購入します。	82.4%	17.6%	0.0%
4	ごみの排出抑制（リデュース）を徹底します。	82.7%	17.3%	0.0%

ウ 紙類の削減

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	庁内 LAN（メール・ファイルサーバー）を活用し、電子媒体での情報共有、資料の共有化することで紙の使用枚数の削減を図ります。	96.3%	3.7%	0.0%
2	両面印刷の徹底、集約印刷機能を活用します。	98.1%	1.9%	0.0%
3	会議資料、事務資料は簡素化します。	83.3%	16.7%	0.0%
4	ホームページを活用し、外部向けの印刷物を削減します。	86.3%	13.7%	0.0%

エ 木材利用の推進

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	市施工土木工事等においては、間伐材等の神奈川県産木材及び神奈川県産木材を用いた製品を積極的に使用します。	71.4%	28.6%	0.0%

オ 環境にやさしい製品の購入

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	グリーン購入を推進します。(環境ラベル商品の優先的購入)	66.0%	29.8%	4.3%

カ その他

取り組み項目		ほとんど 実施	時々 実施	ほとんど 実施せず
1	マイカー通勤を自粛し、公共交通機関及び自転車、徒歩通勤を促進します。	41.5%	45.3%	13.2%
2	環境保全に関する研修を計画的に実施します。	30.0%	35.0%	35.0%
3	各事業の中で環境に配慮するような内容を盛り込みます。	53.6%	28.6%	17.9%
4	環境保全活動及び研修会等に参加しやすい職場づくりに努めます。	77.4%	15.1%	7.5%

7 用語解説

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。温暖化対策推進法、温対法とも呼ばれている。

※2 温室効果ガス（GHG : Green House Gas）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等が温室効果ガスに該当する。

※3 エネルギー起源 CO2

燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される二酸化炭素のこと。日本では温室効果ガス排出量のうち、約 9 割をエネルギー起源 CO2 が占める。

※4 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)

一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、エネルギーの使用状況等についての定期的な報告や、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定などを求める法律。省エネ法とも呼ばれる。

※5 電気事業者別排出係数（基礎排出係数）

電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素の量（t-CO2）を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量（kWh）で除して算出される。

※6 九都県市指定低公害車

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市で行う低公害車の指定制度。低燃費及び低排出ガスの両方を満たした自動車を指定している。

※7 BEMS（Building and Energy Management System）

「ビルエネルギー管理システム」と訳され、ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステムのこと。

 伊勢原市経済環境部 環境対策課

259-1188 神奈川県伊勢原市田中3 4 8 番地 TEL.0463-94-4737



第四次伊勢原市役所エコオフィスプラン
令和4年度結果報告書

伊勢原市 経済環境部 環境対策課
令和6年3月発行

伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン